

医薬品の価格設定に関する国際比較研究(概要)

主任研究者: 日本大学薬学部教授 白神 誠

1. 調査研究の概要

現行の日本の薬価制度では、規格間調整という形で、含量に応じた価格設定が行われている。一方、海外では、医薬品によって含量が異なっても同一価格としているケースや、ほとんど価格差を設けていないケースなど(いわゆるフラットプライス)の価格設定が見られる。本研究では、米国、イギリス、フランス、ドイツを対象として、同一成分で含量に複数規格がある先発医薬品(錠剤またはカプセル剤)の価格設定の実態を調査し、それらがどのような意図と方式で行われ、またその方式が有効に機能しているかについて分析を行った。

2. 結果概要

含量規格が複数ある成分は、全部で473成分であり、そのうち1カ国でもフラットプライス(別紙定義参照)のある成分は169成分(35.7%)であった。国別にフラットプライスのある成分数を見ると、米国276成分中95成分(34.4%)、ドイツ277成分中69成分(24.9%)、イギリス218成分中49成分(22.5%)、フランス160成分中15成分(9.4%)であった。

同じ成分であれば、同じ企業が各国で販売しているケースが多いにもかかわらず、販売している国が2カ国以上あってかつすべての国でフラットプライスとなっている成分はわずか17成分しかなかった。フラットプライスの採用は各国での医療現場の要望の違いや市場の状況を踏まえた企業の販売戦略の違いによる可能性が示唆された。

また、フラットプライスの割合は、薬効群による違いも大きく、いずれかの国でフラットプライスである成分が2成分以上ある薬効群を見てみると、循環器疾患用剤や精神神経疾患用剤で多くみられている(図-1)。薬効群による違いは各国別に見ると一層顕著であり、各国における医療現場での要望の違いや市場の状況を踏まえた企業の販売戦略の違いがうかがわれる。

一方、各国の主な薬効分類(海外4カ国で成分が10種類以上あるもの)について、含量に対する価格の傾斜を見ると、薬効分類ごとに全く異なる傾向を示しており、国ごとに異なる要因でこうした傾斜が決まっていることが想定された(図-2)。

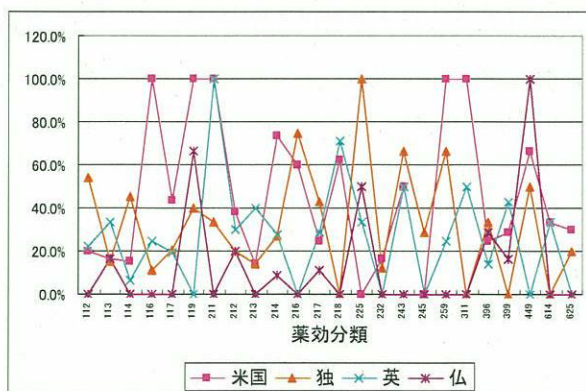


図-1 フラットプライスが2成分以上含まれる薬効分類における国別フラットプライス品目の率

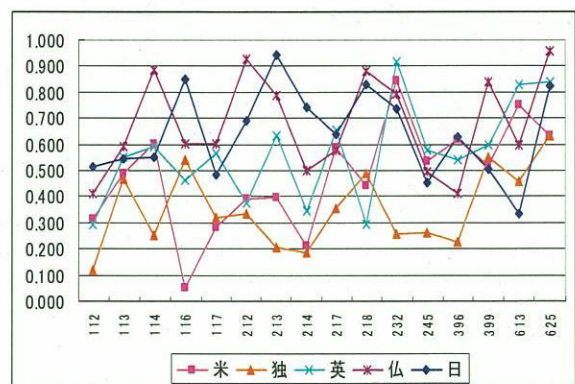


図-2 薬効分類別国別平均価格傾斜